狛 江 市 の 監 査

平成 25 年版

（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月監査結果）

狛江市監査委員事務局

ま　え　が　き

「狛江市の監査（平成25年版）」を作成しました。

これは、平成24年度（平成24年4月1日～同25年3月31日）に狛江市監査委員が公表した各種監査の結果についてまとめたものです。併せて、参考のため、地方自治法第199条第12項の規定に基づく市長等の措置通知文書についても掲載しました。

なお、上記条項の規定に基づく市長等の措置通知は、平成24年度中に受理したものを、監査に係る措置結果の中に掲載しました。

平成25年5月

目　　次

1　定　期　監　査

（1）平成24年度定期監査の結果について　（報告）　…… 7
監査対象　　企画財政部
秘書広報室、政策室、財政課、市史編さん室

2　財政援助団体監査

（1）平成24年度財政援助団体監査の結果について（報告）……23
団　　体　　野川地域センター運営協議会
上和泉地域センター運営協議会
岩戸地域センター運営協議会
南部地域センター運営協議会
所 管 課　　市民生活部　地域活性課

3　指定管理者監査

（1）平成24年度指定管理者監査の結果について（報告）……37
団　　体　　狛江市体育協会･東京アスレティッククラブ共同事業体
所 管 課　　教育部　社会教育課

4　監査に係る措置結果

（1）平成23年度定期監査の結果に基づく措置について(通知)……55
措置報告　　教育部　学校教育課、指導室

（2）平成24年度指定管理者監査の結果に基づく措置について(通知) ……61
措置報告　　教育部　社会教育課

1　定　期　監　査

（写）

狛監委発第 100100 号
平成 25 年 3 月 25 日

狛江市長　　高橋　都彦　様
狛江市議会議長　　石井　功　様

狛江市監査委員　　栗山　輝夫

同　　佐々木　貴史

平成 24 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づいて別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成24年度

定期監査報告書

企　画　財　政　部

秘書広報室

政　策　室

財　政　課

市史編さん室

狛江市監査委員

定期監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項の規定による監査

第２　監査の範囲

平成24年４月１日から平成24年11月30日までに執行した財務に関する事務と関連する事業

第３　監査の対象

企画財政部　秘書広報室、政策室、財政課、市史編さん室

第４　監査の期間

平成24年12月25日から平成25年３月25日

［監査の実施日　平成25年１月25日］

第５　監査の主眼及び方法

財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているか、また、事務事業の管理運営が合理的かつ効率的に行われているかを主眼に、関係書類の審査と担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続により実施した。

第６　監査の結果

対象となった課（室）における財務に関する事務及びその他の事務の執行並びに関連する事業について、一部において改善、検討すべき事項が見受けられた。

以下、改善、検討を要する事項及び意見等を述べる。

秘書広報室

１　「広報こまえ」について

市が行う施策、その他必要な事項を市民に周知徹底し、市民の意思を市政に反映させるために「広報こまえ」を発行しているが、誤植による訂正記事の掲載が数件見受けられた。

広報紙の編集については、各担当課等からの原稿の入稿から最終原稿の校了までの２重・３重の確認体制を構築することを要望する。

また、市民の方々に市政情報その他の情報を正確に伝えられるよう、「見やすい、わかりやすい広報紙」の紙面編集に努めていただきたい。

政　策　室

1　コピーサービスの収入金について

市庁舎２階及び４階に設置してあるコピー機の利用に伴う収入金について、現在に至るまで未調定、未収入の状況が見受けられた。

コピー機の収入金については、金額の多寡に係わらず、定期的な歳入管理を行うよう適切な事務処理に努めていただきたい。

2　公印の管理について

政策室で管理されている東京都狛江市及び東京都狛江市長の公印について、各担当課等における一般文書用として適正に使用されているものの、持ち回り決済による公印の押印については、政策室職員以外の職員により押印がなされている状況が見受けられた。

このような場合についても、政策室職員が公印を押印するか、もしくは政策室以外の職員の公印の使用状況を把握する使用簿等を整備し、公印の取り扱いに厳正を期し、更なる管理体制の充実に努めていただきたい。

財　政　課

1　予算編成時の見積書について

各担当課等において予算要求の際に提出される見積書について、十分に内容の精査をされていると思われるが、歳出の抑制のためにも、見積書はもとより仕様書等も併せて精査するなどし、効果的・効率的な行財政運営に努めていただきたい。

2　債権管理について

平成 25 年１月１日から債権管理条例が施行されたが、債権の保全及び回収等のため、関係課等との連携、協力体制など積極的に取り組み、債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に努めていただきたい。

市史編さん室

1　平成 32 年度に市制施行 50 周年を迎えるにあたり、新狛江市史の刊行を目指し事業を実施しているが、事業の進捗管理に配慮しつつ、市民の方々が狛江市をふるさとと誇れるような、また興味をもっていただけるような魅力ある事業の展開を行うよう努めていただきたい。

2　委員等の報償について

市史編集専門員４名は市史編さん委員を兼務しており、市史編集専門員は月額、市史編さん委員は日額で報償が支給されているため、委員の報償が重複して支給されているように見受けられるので、委員の報償について精査するよう要望する。

予算執行状況表

(平成24年4月1日から平成24年11月30日までの執行分)

企画財政部

(1)秘書広報室

歳入(課別科目別)

(単位:円及び%)

科目 款 項 目 節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料	0	4,020	4,020	0	100.0
02 手数料	0	4,020	4,020	0	100.0
01 総務手数料	0	4,020	4,020	0	100.0
01 総務手数料	0	4,020	4,020	0	100.0
19 諸収入	4,159,000	3,816,753	3,493,003	323,750	91.5
02 市預金利子	1,000	11	11	0	100.0
01 市預金利子	1,000	11	11	0	100.0
01 市預金利子	1,000	11	11	0	100.0
05 雑入	4,158,000	3,816,742	3,492,992	323,750	91.5
01 雑入	4,158,000	3,816,742	3,492,992	323,750	91.5
05 雑入	4,158,000	3,816,742	3,492,992	323,750	91.5
合計	4,159,000	3,820,773	3,497,023	323,750	91.5

歳出(課別事業別)

(単位:円及び%)

科目 款 項 目 事業 節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費	30,392,000	18,323,832	12,068,168	60.3
01 総務管理費	30,392,000	18,323,832	12,068,168	60.3
01 一般管理費	11,756,000	8,135,134	3,620,866	69.2
02 一般事務費	11,437,000	7,903,367	3,533,633	69.1
09 旅費	155,000	30,340	124,660	19.6
10 交際費	700,000	424,650	275,350	60.7
11 需用費	451,000	291,787	159,213	64.7
12 役務費	131,000	69,415	61,585	53.0
13 委託料	5,644,000	3,074,645	2,569,355	54.5
14 使用料及び賃貸料	747,000	450,530	296,470	60.3
19 負担金、補助及び交付金	3,609,000	3,562,000	47,000	98.7
11 表彰関係費	282,000	195,067	86,933	69.2
08 報償費	104,000	81,900	22,100	78.8
11 需用費	72,000	51,117	20,883	71.0
12 役務費	106,000	62,050	43,950	58.5
12 市長の資産等の公開に関する審査会費	37,000	36,700	300	99.2
01 報酬	37,000	36,700	300	99.2
03 広報費	18,636,000	10,188,698	8,447,302	54.7
01 広報関係費	14,740,000	8,130,218	6,609,782	55.2
11 需用費	474,000	197,028	276,972	41.6
12 役務費	5,640,000	3,513,659	2,126,341	62.3
13 委託料	8,363,000	4,260,291	4,102,709	50.9

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
				14 使用料及び賃貸料	239,000	135,240	103,760	56.6
				19 負担金、補助及び交付金	24,000	24,000	0	100.0
			02 ホームページ関係費		1,722,000	965,580	756,420	56.1
				12 役務費	86,000	85,050	950	98.9
				13 委託料	126,000	0	126,000	0.0
				14 使用料及び賃貸料	1,510,000	880,530	629,470	58.3
			03 市民相談関係費		2,174,000	1,092,900	1,081,100	50.3
				08 報償費	2,054,000	1,023,600	1,030,400	49.8
				11 需用費	18,000	0	18,000	0.0
				13 委託料	102,000	69,300	32,700	67.9
合計					30,392,000	18,323,832	12,068,168	60.3

(2)政策室

歳入(課別科目別)

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料				2,000	120	120	0	100.0
	02 手数料			2,000	120	120	0	100.0
		01 総務手数料		2,000	120	120	0	100.0
			01 総務手数料	2,000	120	120	0	100.0
14 都支出金				260,543,000	0	0	0	****
	02 都補助金			260,543,000	0	0	0	****
		01 総務費都補助金		260,543,000	0	0	0	****
			01 総務管理費補助金	260,543,000	0	0	0	****
15 財産収入				1,000	5,800	5,740	60	99.0
	02 財産売払収入			1,000	5,800	5,740	60	99.0
		02 物品売払収入		1,000	5,800	5,740	60	99.0
			01 物品売払収入	1,000	5,800	5,740	60	99.0
19 諸収入				153,000	0	0	0	****
	05 雑入			153,000	0	0	0	****
		01 雑入		153,000	0	0	0	****
			05 雑入	153,000	0	0	0	****
合計				260,699,000	5,920	5,860	60	99.0

歳出(課別科目別)

(単位：円及び%)

科目 款 項 目 事業 節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費	68,569,201	16,503,627	52,065,574	24.1
01 総務管理費	68,416,101	16,373,327	52,042,774	23.9
02 文書管理費	57,300,000	12,228,020	45,071,980	21.3
01 文書管理関係費	49,629,300	8,406,053	41,223,247	16.9
01 報酬	513,300	311,600	201,700	60.7
09 旅費	147,000	70,000	77,000	47.6
11 需用費	642,000	291,182	350,818	45.4
12 役務費	12,385,000	7,007,187	5,377,813	56.6
13 委託料	32,080,000	440,182	31,639,818	1.4
14 使用料及び賃借料	3,862,000	285,902	3,576,098	7.4
02 印刷関係費	7,670,700	3,821,967	3,848,733	49.8
11 需用費	1,957,700	913,936	1,043,764	46.7
13 委託料	1,822,000	913,340	908,660	50.1
14 使用料及び賃借料	3,891,000	1,994,691	1,896,309	51.3
03 広報費	225,000	220,732	4,268	98.1
04 人権擁護関係費	225,000	220,732	4,268	98.1
11 需用費	64,000	60,232	3,768	94.1
19 負担金、補助及び交付金	161,000	160,500	500	99.7
07 企画費	9,289,000	2,773,474	6,515,526	29.9
01 一般事務費	236,000	153,532	82,468	65.1
09 旅費	108,000	38,940	69,060	36.1
11 需用費	85,000	73,924	11,076	87.0
12 役務費	35,000	34,068	932	97.3
27 公課費	8,000	6,600	1,400	82.5
02 憲法・平和都市関係費	877,000	188,145	688,855	21.5
08 報償費	470,000	120,000	350,000	25.5
11 需用費	107,000	60,585	46,415	56.6
12 役務費	7,560	7,560	0	100.0
14 使用料及び賃借料	292,440	0	292,440	0.0
03 国際化推進	538,000	460,860	77,140	85.7
08 報償費	124,000	47,400	76,600	38.2
11 需用費	7,000	6,510	490	93.0
12 役務費	27,000	26,950	50	99.8
19 負担金、補助及び交付金	380,000	380,000	0	100.0
04 男女共同参画施策推進	687,000	190,700	496,300	27.8
08 報償費	625,000	190,700	434,300	30.5
11 需用費	20,000	0	20,000	0.0
14 使用料及び賃借料	42,000	0	42,000	0.0
05 市民参加と市民協働に関する審議会関係費	1,359,000	553,900	805,100	40.8
01 報酬	1,136,000	502,200	633,800	44.2
08 報償費	203,000	51,700	151,300	25.5
11 需用費	20,000	0	20,000	0.0
10 行政評価関係費	1,083,000	726,480	356,520	67.1
08 報償費	406,000	262,300	143,700	64.6
09 旅費		0	0	
11 需用費	15,000	1,050	13,950	7.0
12 役務費	536,000	415,880	120,120	77.6
13 委託料	126,000	47,250	78,750	37.5

（単位：円及び%）

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
			11 旧第七小学校跡地利用		2,759,725	0	2,759,725	0.0
				13 委託料	2,759,725	0	2,759,725	0.0
			13 基本計画改定関係費		1,749,275	499,857	1,249,418	28.6
				11 需用費	1,264,000	18,182	1,245,818	1.4
				12 役務費	440,275	436,675	3,600	99.2
				13 委託料	45,000	45,000	0	100.0
		11 訴訟費			1,602,101	1,151,101	451,000	71.8
			01 訴訟関係費		1,602,101	1,151,101	451,000	71.8
				11 需用費	1,000	0	1,000	0.0
				13 委託料	1,601,101	1,151,101	450,000	71.9
	02 徴税費				153,100	130,300	22,800	85.1
		03 固定資産評価審査委員会費			153,100	130,300	22,800	85.1
			01 固定資産評価審査委員会費		153,100	130,300	22,800	85.1
				01 報酬	135,100	122,800	12,300	90.9
				09 旅費	5,000	0	5,000	0.0
				19 負担金、補助及び交付金	13,000	7,500	5,500	57.7
合計					68,569,201	16,503,627	52,065,574	24.1

(3)財政課

歳入(課別科目別)

（単位:円及び%）

科目 款	項	目	節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
02 地方譲与税				124,274,000	81,738,160	81,738,160	0	100.0
	01 地方揮発油譲与税			38,648,000	24,332,000	24,332,000	0	100.0
		01 地方揮発油譲与税		38,648,000	24,332,000	24,332,000	0	100.0
			01 地方揮発油譲与税	38,648,000	24,332,000	24,332,000	0	100.0
	02 自動車重量譲与税			85,625,000	57,406,000	57,406,000	0	100.0
		01 自動車重量譲与税		85,625,000	57,406,000	57,406,000	0	100.0
			01 自動車重量譲与税	85,625,000	57,406,000	57,406,000	0	100.0
	03 地方道路譲与税			1,000	160	160	0	100.0
		01 地方道路譲与税		1,000	160	160	0	100.0
			01 地方道路譲与税	1,000	160	160	0	100.0
07 自動車取得税交付金				76,728,000	21,814,000	21,814,000	0	100.0
	01 自動車取得税交付金			76,728,000	21,814,000	21,814,000	0	100.0
		01 自動車取得税交付金		76,724,000	21,814,000	21,814,000	0	100.0
			01 自動車取得税交付金	76,724,000	21,814,000	21,814,000	0	100.0
		02 旧法による自動車取得税交付金		4,000	0	0	0	****
			01 旧法による自動車取得税交付金	4,000	0	0	0	****

（単位：円及び％）

科目 款 項 目 節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
09 地方交付税	1,764,523,000	1,514,523,000	1,514,523,000	0	100.0
01 地方交付税	1,764,523,000	1,514,523,000	1,514,523,000	0	100.0
01 地方交付税	1,764,523,000	1,514,523,000	1,514,523,000	0	100.0
01 地方交付税	1,764,523,000	1,514,523,000	1,514,523,000	0	100.0
12 使用料及び手数料	0	610	610	0	100.0
02 手数料	0	610	610	0	100.0
01 総務手数料	0	610	610	0	100.0
01 総務手数料	0	610	610	0	100.0
14 都支出金	950,500,000	321,758,000	321,758,000	0	100.0
02 都補助金	950,500,000	321,758,000	321,758,000	0	100.0
01 総務費都補助金	950,500,000	321,758,000	321,758,000	0	100.0
01 総務管理費補助金	950,500,000	321,758,000	321,758,000	0	100.0
15 財産収入	1,000	2,170	2,170	0	100.0
02 財産売払収入	1,000	2,170	2,170	0	100.0
02 物品売払収入	1,000	2,170	2,170	0	100.0
01 物品売払収入	1,000	2,170	2,170	0	100.0
17 繰入金	426,392,000	0	0	0	****
01 繰入金	426,392,000	0	0	0	****
01 基金繰入金	426,392,000	0	0	0	****
01 公共施設整備基金繰入金	300,000,000	0	0	0	****
02 公共施設修繕基金繰入金	80,000,000	0	0	0	****
03 減債基金繰入金	46,392,000	0	0	0	****
18 繰越金	810,098,000	810,097,965	810,097,965	0	100.0
01 繰越金	810,098,000	810,097,965	810,097,965	0	100.0
01 繰越金	810,098,000	810,097,965	810,097,965	0	100.0
01 繰越金	810,098,000	810,097,965	810,097,965	0	100.0
19 諸収入	18,000,000	3,560	3,560	0	100.0
05 雑入	18,000,000	3,560	3,560	0	100.0
01 雑入	18,000,000	3,560	3,560	0	100.0
04 宝くじ市町村交付金	18,000,000	0	0	0	****
05 雑入	0	3,560	3,560	0	100.0
20 市債	2,093,700,000	0	0	0	****
01 市債	2,093,700,000	0	0	0	****
01 総務債	354,000,000	0	0	0	****
01 庁舎整備事業債	354,000,000	0	0	0	****
02 土木債	186,900,000	0	0	0	****
01 道路橋りょう整備事業債	113,900,000	0	0	0	****
02 公園緑地事業債	73,000,000	0	0	0	****
03 教育債	402,800,000	0	0	0	****
01 義務教育施設整備事業債	293,000,000	0	0	0	****
02 社会教育施設整備事業債	74,800,000	0	0	0	****
03 体育施設整備事業債	35,000,000	0	0	0	****
04 臨時財政対策債	1,150,000,000	0	0	0	****
01 臨時財政対策債	1,150,000,000	0	0	0	****
合計	6,264,216,000	2,749,937,465	2,749,937,465	0	100.0

歳出(課別事業別)

(単位：円及び%)

科目 款	項	目	事業	節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費					7,313,000	3,875,584	3,437,416	53.0
	01 総務管理費				7,313,000	3,875,584	3,437,416	53.0
		04 財政管理費			7,033,000	3,875,584	3,157,416	55.1
			01 一般事務費		7,033,000	3,875,584	3,157,416	55.1
				09 旅費	21,000	12,880	8,120	61.3
				11 需用費	247,000	110,655	136,345	44.8
				13 委託料	4,450,250	2,395,512	2,054,738	53.8
				14 使用料及び賃借料	2,299,000	1,340,787	958,213	58.3
				18 備品購入費	15,750	15,750	0	100.0
		06 財産管理費			280,000	0	280,000	0.0
			02 公共施設整備基金費		179,000	0	179,000	0.0
				25 積立金	179,000	0	179,000	0.0
			03 公共施設修繕基金費		101,000	0	101,000	0.0
				25 積立金	101,000	0	101,000	0.0
03 民生費					2,223,202,000	1,111,602,000	1,111,600,000	50.0
	01 社会福祉費				2,223,202,000	1,111,602,000	1,111,600,000	50.0
		01 社会福祉総務費			850,993,000	425,497,000	425,496,000	50.0
			30 国民健康保険特別会計繰出		850,993,000	425,497,000	425,496,000	50.0
				28 繰出金	850,993,000	425,497,000	425,496,000	50.0
		04 老人福祉費			1,372,209,000	686,105,000	686,104,000	50.0
			24 後期高齢者医療特別会計繰出		732,376,000	366,188,000	366,188,000	50.0
				28 繰出金	732,376,000	366,188,000	366,188,000	50.0
			25 介護保険特別会計繰出		639,833,000	319,917,000	319,916,000	50.0
				28 繰出金	639,833,000	319,917,000	319,916,000	50.0
04 衛生費					58,059,000	0	58,059,000	0.0
	02 清掃費				58,059,000	0	58,059,000	0.0
		01 清掃総務費			58,059,000	0	58,059,000	0.0
			03 清掃施設整備基金費		58,059,000	0	58,059,000	0.0
				25 積立金	58,059,000	0	58,059,000	0.0
08 土木費					612,878,000	304,382,500	308,495,500	49.7
	04 都市計画費				612,878,000	304,382,500	308,495,500	49.7
		02 再開発費			34,765,000	17,382,500	17,382,500	50.0
			02 駐車場事業特別会計貸付		34,765,000	17,382,500	17,382,500	50.0
				21 貸付金	34,765,000	17,382,500	17,382,500	50.0
		04 公園緑地費			4,113,000	0	4,113,000	0.0
			06 緑化基金費		4,113,000	0	4,113,000	0.0
				25 積立金	4,113,000	0	4,113,000	0.0
		05 公共下水道費			574,000,000	287,000,000	287,000,000	50.0
			01 公共下水道特別会計繰出		574,000,000	287,000,000	287,000,000	50.0
				28 繰出金	574,000,000	287,000,000	287,000,000	50.0
11 公債費					2,564,547,000	1,112,073,451	1,452,473,549	43.4
	01 公債費				2,564,547,000	1,112,073,451	1,452,473,549	43.4
		01 元金			2,192,361,000	956,659,734	1,235,701,266	43.6
			01 長期債償還元金		2,192,361,000	956,659,734	1,235,701,266	43.6
				23 償還金、利子及び割引料	2,192,361,000	956,659,734	1,235,701,266	43.6
		02 利子			372,186,000	155,413,717	216,772,283	41.8
			01 長期債、一時借入金償還利子		372,186,000	155,413,717	216,772,283	41.8
				23 償還金、利子及び割引料	372,186,000	155,413,717	216,772,283	41.8

（単位：円及び%）

科目 款 項 目 事業 節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
12 諸支出金	45,150,000	0	45,150,000	0.0
01 基金費	45,150,000	0	45,150,000	0.0
01 財政調整基金費	45,133,000	0	45,133,000	0.0
01 財政調整基金費	45,133,000	0	45,133,000	0.0
25 積立金	45,133,000	0	45,133,000	0.0
02 減債基金費	17,000	0	17,000	0.0
01 減債基金費	17,000	0	17,000	0.0
25 積立金	17,000	0	17,000	0.0
13 予備費	13,750,320	0	13,750,320	0.0
01 予備費	13,750,320	0	13,750,320	0.0
01 予備費	13,750,320	0	13,750,320	0.0
01 予備費	13,750,320	0	13,750,320	0.0
29 予備費	13,750,320	0	13,750,320	0.0
合　計	5,524,899,320	2,531,933,535	2,992,965,785	45.8

(4)市史編さん室

歳入(課別科目別)

（単位：円及び%）

科目 款 項 目 節	予算現額	調定済額	収入済額	収入未済額	収入率
12 使用料及び手数料	0	0	0	0	****
02 手数料	0	0	0	0	****
01 総務手数料	0	0	0	0	****
01 総務手数料	0	0	0	0	****
19 諸収入	0	0	0	0	****
05 雑入	0	0	0	0	****
01 雑入	0	0	0	0	****
05 雑入	0	0	0	0	****
合　計	0	0	0	0	****

歳出(課別事業別)

（単位：円及び%）

科目 款 項 目 事業 節	予算現額	執行済額	予算残額	執行率
02 総務費	8,924,000	3,923,532	5,000,468	44.0
01 総務管理費	8,924,000	3,923,532	5,000,468	44.0
07 企画費	8,924,000	3,923,532	5,000,468	44.0
12 市史編さん事業費	8,924,000	3,923,532	5,000,468	44.0
01 報酬	4,268,000	3,014,480	1,253,520	70.6
08 報償費	3,856,000	846,700	3,009,300	22.0
09 旅費	200,000	0	200,000	0.0
11 需用費	449,325	62,352	386,973	13.9
13 委託料	150,675	0	150,675	0.0
合　計	8,924,000	3,923,532	5,000,468	44.0

2　財政援助団体監査

（写）

狛監委発第 100085 号
平成 25 年 1 月 21 日

狛　江　市　長
　高　橋　都　彦　　様

狛江市議会議長
　栗・山　欽　行　　様

狛江市監査委員　栗山　　輝夫

同　　佐々木　貴史

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第７項の規定により、財政援助団体監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により報告願います。

平成24年度

財政援助団体監査報告書

野川地域センター運営協議会

上和泉地域センター運営協議会

岩戸地域センター運営協議会

南部地域センター運営協議会

市民生活部　地域活性課

狛江市監査委員

平成24年度財政援助団体監査報告書

第1　監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2　監査の対象

団　体　　野川地域センター運営協議会、上和泉地域センター運営協議会、岩戸地域センター運営協議会、南部地域センター運営協議会

所管課　　市民生活部地域活性課

第3　監査の範囲

平成23年度及び平成24年4月1日から平成24年9月30日までの間に交付した補助金に係る出納その他の事務事業の執行状況

第4　監査の期間

平成24年10月24日から平成25年1月21日

第5　監査の主眼

1　所管課

（1）補助金の目的、基準等は規則、要綱等により明確に定められているか。

（2）補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。

（3）補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。

（4）補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

（5）補助金の精算、返還手続は適正に行われているか。

2　財政援助団体

（1）補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

（2）補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。

（3）補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか。
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

（4）実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

（5）公の施設の管理は適正に行われているか。

第6　監査の方法

監査の実施に当っては、補助対象事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

野川地域センター運営協議会

1　目　　的

野川地域センターを有効適切に活用し、利用者同士の連帯と責任のもとに、センターを自主運営し、コミュニティ活動を通して、より良い地域社会を形成することを目的とする。

2　事　　業

（1）センターの管理運営に関すること。

（2）センター利用者間及びセンター利用者と地域住民の情報交換、交流並び親睦に関すること。

（3）その他、必要と認めたこと。

3　役　　員

（1）会　長　　1名

（2）副会長　　2名

（3）部　長　　3名

（4）会　計　　2名

（5）監　事　　2名

4　組　　織

運営協議会は役員10名、部員19名、事務局職員（事務局長1名、事務職員1名、事務補助員5名）及び委託従事者4名で構成されている。

5　所 在 地

東京都狛江市西野川一丁目6番9号

6　地域センター運営協議会助成金の内訳

（単位：円）

	平成23年度	平成24年度
4月期	5,801,000	5,914,500
7月期	2,613,500	2,618,000
10月期	3,525,000	3,434,500
1月期	2,497,500	—
交付確定額	14,273,831	—
返還金額	163,169	11,967,000

上和泉地域センター運営協議会

1　目　　的

上和泉地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とする。

2　事　　業

（1）コミュニティ活動に関すること。
（2）センターの管理運営に関すること。
（3）その他協議会が必要と認めたこと。

3　役　　員

（1）会　長　　1名
（2）副会長　　2名
（3）部　長　　3名
（4）会　計　　2名
（5）監　事　　2名

4　組　　織

運営協議会は役員 10 名、部員 18 名、事務局職員（事務局長 1 名、事務職員 1 名、事務補助員 5 名）及び委託従事者 7 名で構成されている。

5　所 在 地

東京都狛江市和泉本町四丁目 7 番 51 号

6　地域センター運営協議会助成金の内訳

（単位：円）

	平成 23 年度	平成 24 年度
4 月 期	6,363,500	5,984,584
7 月 期	3,201,500	3,206,000
10 月 期	3,967,500	2,187,000
1 月 期	3,043,500	—
交付確定額	16,287,246	—
返 還 金 額	288,754	11,377,584

岩戸地域センター運営協議会

1　目　　的

岩戸地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とする。

2　事　　業

（1）コミュニティ活動に関すること。
（2）センターの管理及び運営に関すること。
（3）利用者の意見、要望の聴取につとめること。
（4）その他協議会が必要と認めたこと。

3　役　　員

（1）会　長　　1名
（2）副会長　　2名
（3）部　長　　3名
（4）会　計　　2名
（5）監　事　　2名

4　組　　織

この運営協議会は役員 10 名、部員 15 名、事務局職員（事務局長１名、事務職員１名、事務補助員４名）及び委託従事者４名で構成されている。

5　所 在 地

東京都狛江市岩戸南二丁目２番５号

6　地域センター運営協議会助成金の内訳

（単位：円）

	平成 23 年度	平成 24 年度
4 月 期	5,714,250	5,860,250
7 月 期	2,609,250	2,618,750
10 月 期	3,448,250	3,390,250
1 月 期	2,280,000	—
交付確定額	14,016,711	—
返 還 金 額	35,039	11,869,250

南部地域センター運営協議会

1　目　　的

南部地域センター利用者同士の連帯と責任のもとに、センターを有効適切に自主運営し、コミュニティ活動を通して、より良い地域社会を形成することを目的とする。

2　事　　業

（1）センターの管理運営に関すること。

（2）センターの利用者間及びセンター利用者と地域住民の情報交換、交流並び親睦に関すること。

3　役　　員

（1）会　長　　1名

（2）副会長　　3名

（3）部　長　　4名

（4）会　計　　2名

（5）監　事　　2名

4　組　　織

この運営協議会は役員 12 名、部員 26 名、事務局職員（事務局長１名、事務職員１名、事務補助員４名）及び委託従事者４名で構成されている。

5　所 在 地

東京都狛江市猪方四丁目 11 番５号

6　地域センター運営協議会助成金の内訳

（単位：円）

	平成 23 年度	平成 24 年度
4 月 期	5,755,000	6,032,500
7 月 期	2,609,000	2,618,500
10 月 期	3,499,000	3,403,500
1 月 期	2,493,000	—
1 月期追加	180,000	—
交付確定額	14,257,506	—
返 還 金 額	278,494	12,054,500

第７　監査の結果

野川・上和泉・岩戸・南部地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

野川地域センター（昭和51年6月開館）、上和泉地域センター（昭和52年7月開館）、岩戸地域センター（昭和53年7月開館）、南部地域センター（昭和58年4月開館）は、市民一人ひとりの交流を大切にするコミュニティ活動をとおし、明るく生き生きとした地域社会の実現を目指すため設置された。

地域センターの管理運営は、平成4年度から、地域住民が組織する地域センター運営協議会と狛江市が協定を締結し、運営協議会による管理運営となった。

なお、運営協議会の委員はそれぞれの地域の町会、自治会、利用団体等からの推薦により選出されている。

地域センター運営協議会は、管理・運営、事業計画などすべて自主運営により行い、当該地域センターを有効適切に活用し、コミュニティ活動を推進して、より良い地域社会を形成することを目的とし、各地域センター運営協議会において、地域活動の中心となってコミュニティづくりを目指した事業を行うことが、主な役割である。

各地域センター運営協議会においては、利用者発表会やセンターまつりの開催や、料理教室、音楽教室等といった各種教室による多彩な事業やイベントの開催に取り組まれ、コミュニティ活動を通じて、地域の人々が多様なふれあいの輪を広げ、お互いに交流を深め、自主的な活動に努められている。

今後とも、より良い地域社会をつくるために、コミュニティ活動を礎とした活動に地域全体で取り組み、また、狛江市に愛着が持てるよう、地域の特色を生かした活動や、地域の課題を解決する活動などを目指すよう願うものである。

なお、野川・上和泉・岩戸・南部地域センター運営協議会及び市民生活部地域活性課においては、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められるものの、一部に改善・検討を要する事項及び意見等は、次のとおりである。

1　施設使用料について

野川・上和泉・岩戸・南部地域センター運営協議会に地方自治法第243条、同施行令第158条及び狛江市会計事務規則(以下「規則」という。)第34条の規定に基づき、収入事務受託者として施設使用料の収納を委託している。

規則第35条第1項第4号の規定に基づく「収納した現金は、速やかに指定金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。」の定めは、本来、収入事務受託者の収納に関する事務であるが、地域活性課の職員が野川・上和泉・岩戸・南部地域センターか

ら直接施設使用料を回収し、指定金融機関に納付していた。

また、自動券売機で収納した施設使用料については、収納した現金と券売機のジャーナルを精査した後に指定金融機関へ納入しているが、収納した現金と券売機のジャーナルによる精査に加え、使用申請書との精査を行うなど、なお一層の公金の適切な処理を行っていただきたい。

以上、二点を改善するよう要望する。

2　損害賠償責任保険について

地域センター自主運営に関する協定書第７条の規定により、「損害賠償等については、地域センター運営協議会に故意又は重大な過失がないときに限り、狛江市において損害賠償責任を負う。」と定められているが、万が一、地域センター運営協議会に故意又は重大な過失があった場合は、地域センター運営協議会が損害賠償責任を負うこととなるため、損害賠償責任保険に未加入の地域センター運営協議会については、地域活性課と協議や検討を行うようお願いする。

3　避難訓練等について

地域センターおいて火災、震災、その他の災害が発生した際に、人的、物的被害を最小限にとどめるためにも、避難訓練を実施することが必要と思われる。

避難訓練を実施していない地域センターについては、毎年定期的に消防署等の協力を得ながら、ＡＥＤ操作の普通救命講習も含めた避難訓練を実施するよう、地域活性課が指導するよう要望する。

3　指定管理者監査

(写)

狛監委発第 100072 号
平成 24 年 12 月 20 日

狛　江　市　長　　高橋　都彦 様
狛江市議会議長　　栗山　欽行 様
狛江市教育委員会教育長
職務代理者 狛江市教育部長　小泉 一夫 様

狛江市監査委員　栗山　輝夫

同　　佐々木 貴史

指定管理者監査の結果について(報告)

地方自治法第 199 条第7項の規定により、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のように報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により報告願います。

平成24年度

指定管理者監査報告書

狛江市体育協会・
東京アスレティッククラブ共同事業体

教育部　社会教育課

狛江市監査委員

平成24年度指定管理者監査報告書

第１　監査の種類

地方自治法第199条第７項の規定による監査

第２　監査の対象

団　体　　狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体

所管課　　教育部社会教育課

第３　監査の範囲

平成23年度及び平成24年４月１日から平成24年８月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第４　監査の期間

平成24年９月24日から平成24年12月20日

第５　監査の主眼

１　所管課

（１）　指定管理者を導入した目的、趣旨が達成されているか。

（２）　指定管理者の指定は、関係法令等に基づいて適正・公正に行われているか。

（３）　指定管理における協定等の締結は、適正に行われているか。

（４）　管理に関する経費の算定等は適正に行われているか。

（５）　指定管理者に対し常時報告を求め、調査し、又は指示する等の適切な指導等は行われているか。

（６）　業務の履行確認は、定期・事業報告書によりなされているか。

２　指定管理者

（１）　施設及び財産は、関係法令等に基づいて適正に管理されているか。

（２）　協定書に基づく指定管理業務は適切に行われているか。

（３）　協定書に基づく利用料金の設定は適正に行われているか。

（４）　指定管理業務に関する会計処理等は適正に行われているか。

（５）　指定管理業務に関する出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。

（６）　指定管理業務に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

（７）　利用促進のための努力はなされているか。

第６　監査の方法

監査の実施に当たっては、公の施設の管理及び運営に係る委託事務事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

１　管理施設の概要

（１）名称、所在地、敷地面積等

①　狛江市民総合体育館・狛江市民プール

ア　所 在 地：狛江市和泉本町三丁目25番１号

イ　敷地面積：8,172.60㎡

ウ　延床面積：市民総合体育館　5,887.87㎡・市民プール　1,086.00㎡

エ　建築構造：鉄筋コンクリート造　地下１階・地上２階・塔屋１階

②　狛江市民グランド

ア　所 在 地：狛江市和泉本町二丁目15番２号

イ　敷地面積：9,562.10㎡（グランド面積8,688.01㎡）

ウ　管 理 棟：軽量鉄骨造り平屋建て　延床面積125.00㎡

③　元和泉市民テニスコート

ア　所 在 地：狛江市元和泉二丁目８番１号

イ　敷地面積：3,567.18㎡

ウ　管 理 棟：鉄骨プレハブ造り平屋建て　延床面積45.74㎡

④　元和泉スリーオンスリーコート

ア　所 在 地：狛江市元和泉二丁目８番１号

イ　敷地面積：163.00㎡

⑤　東野川市民テニスコート

ア　所 在 地：狛江市東野川三丁目14番10号

イ　敷地面積：3,087.03㎡

ウ　管 理 棟：鉄骨造り平屋建て　延床面積29.16㎡

⑥　西和泉グランド

ア　所 在 地：狛江市西和泉一丁目16番１号

イ　グランド面積：7,236.00㎡

ウ　管 理 棟：旧小学校校舎の一室を利用

⑦　西和泉体育館

ア　所 在 地：狛江市西和泉一丁目16番１号

イ　延床面積：　鉄骨造り平屋建て694.00㎡

ウ　管 理 棟：旧小学校校舎の一室を利用（西和泉グランドと共用）

⑧　狛江市多摩川緑地公園グランド

ア　所 在 地：狛江市猪方四丁目１番先

イ　敷地面積：13,306.49 ㎡

⑨　高架下運動広場

ア　所 在 地：狛江市元和泉一丁目23番3号

イ　敷地面積：410.00 ㎡

（2）使用時間及び時間区分（狛江市体育施設条例施行規則から）

名　称	施設内容	使用時間	時間区分
狛江市民総合体育館	屋内運動場	9時～21時	1区分は2時間15分とする。
西和泉体育館	屋内運動場	9時～21時	1区分は2時間15分とする。
元和泉市民テニスコート	全天候型コート4面	4月～8月 10時～18時 9月 10時～17時 10月～3月 10時～16時	1区分は2時間とする。ただし、9月の16時～17時は、1時間を1区分とする。
東野川市民テニスコート	全天候型コート3面	10時～16時	1区分は2時間とする。
狛江市民グランド	グランド1面	4月～8月 6時～18時 9月～10月 及び2月～3月 6時～17時 11月～1月 6時～16時	1区分は2時間とする。ただし、9月～10月及び2月～3月の16時～17時は、1時間を1区分とする。
西和泉グランド	多目的運動場	4月～8月 9時～18時 9月～10月 及び2月～3月 9時～17時 11月～1月 9時～16時	1区分は2時間とする。ただし、4月～8月の17時～18時及び11月～1月の15時～16時は、1時間を1区分とする。
狛江市多摩川 緑地公園グランド	野球場2面	6時～18時	1区分は3時間とする。

高架下運動広場	バスケットボールリング ２基	９時～19時	
元和泉 スリーオンスリーコート	バスケットボールリング ２基	４月～８月 10時～18時 ９月 10時～17時 10月～３月 10時～16時	
狛江市民プール	50m変形プール 幼児用プール	９時30分～17時30分 ただし、木曜日は ９時30分～17時	

２　狛江市体育施設指定管理者の公募及び選定の経過

平成20年	４月１日	広報こまえに「指定管理者制度について」を掲載
	４月４日	第一回選定委員会 委嘱状の交付、委員長の選任、委員会の会議の取り扱い等
	４月23日～５月13日	ホームページ等で公募開始（募集要綱配布・質問事項受付）
	４月30日～５月13日	指定申請書受付
	５月20日	施設見学会
	５月26日	質問事項回答
	６月10日	応募書類提出受付締切（６団体）
	６月30日	第２回選定委員会 募集経過報告、第１次審査(採点、選定、講評)
	７月４日	第１次審査結果通知（６団体）
	７月29日	第３回選定委員会 第２次審査(プレゼンテーション) 審査及び選定(採点、選定、講評)
	８月14日	第２次審査結果通知（２団体）
	９月～10月	第１候補者と細目協議
	10月31日	仮協定の協議及び仮協定書の締結
	12月22日	狛江市議会にて議決
平成21年	１月20日	指定書の交付

2 月 3 日		指定管理業務に関する協定書の締結
3月上旬～		業務引継ぎ
3 月 16 日		平成21年度事業計画書の提出
3 月 30 日		利用料金の承認及び平成21年度協定書の締結

3　協定書の骨子

狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書

第 1 章　総則（第1条～第7条）
第 2 章　本業務の範囲と実施条件（第8条～第15条）
第 3 章　本業務の実施（第16条～第21条）
第 4 章　備品の扱い（第22条～第23条）
第 5 章　管理業務実施に係る確認事項（第24条～第28条）
第 6 章　指定管理料、利用料金及び成果配分（第29条～第33条）
第 7 章　損害賠償及び不可抗力（第34条～第39条）
第 8 章　指定期間の終了（第40条～第42条）
第 9 章　指定期間満了以前の指定の取消し等（第43条～第46条）
第10章　その他（第47条～第54条）
別紙（1　用語の意義、2　管理施設及び管理備品、3　仕様書）

4　指定管理者との主な協定内容

（1）狛江市体育施設を適正かつ円滑に管理するために、狛江市教育委員会は、狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体と協定書を締結した。

代　表　　特定非営利活動法人狛江市体育協会
構　成　　株式会社東京アスレティッククラブ

（2）協定書に定める狛江市教育委員会と指定管理者の主な役割分担は、次のとおりである。

① 指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって健康で文化的な生活の向上に寄与することにある。（協定書第2条）
② 指定管理の期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。（協定書第7条）

③　指定管理者の業務の範囲は次のとおりである。（協定書第８条、第 48 条）

［本業務］

ア　平等で公平な施設の貸出し

イ　利用者への助言、指導及び相談

ウ　体育、スポーツ及びレクリエーションに関する教室等の実施

エ　施設及び設備の適正な保守管理業務

オ　安全で快適な環境維持管理業務

カ　その他

［自主事業］

ア　施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により実施する事業

④　利用料金は、狛江市体育施設条例の規定に基づき、本施設に係る利用料金を指定管理者の収入として収受する。（協定書第 31 条）

⑤　狛江市教育委員会から指定管理者に支払う指定管理委託料（消費税を含む。）は、次のとおりである。なお、指定管理料については、年度の第１回目　４月、第２回目　７月、第３回目　10 月、第４回目　１月とし支払うものとする。（協定書第 29 条）

平成 23 年度　90,375,000 円（平成 23 年度協定書第４条及び協定書第 30 条）〔市民プール開催期間延長業務分を含む。〕

平成 24 年度　87,685,000 円（平成 24 年度協定書第４条）

⑥　狛江市教育委員会の負担する経費等は、下記のとおりである。

ア　１件につき 50 万円（消費税を含む。）以上の管理施設の修繕に関する経費。（協定書第 20 条）

イ　備品台帳一覧表に記載されている備品が、経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者と協議のうえ、必要に応じて備品を購入又は調達する経費。（協定書第 22 条）

ウ　施設賠償責任保険及び火災保険。（協定書第 36 条）

⑦　備品台帳一覧表に記載されている備品は、指定管理者に無償で貸与するものとする。（協定書第 22 条）

5　事業概要

（1）組　織

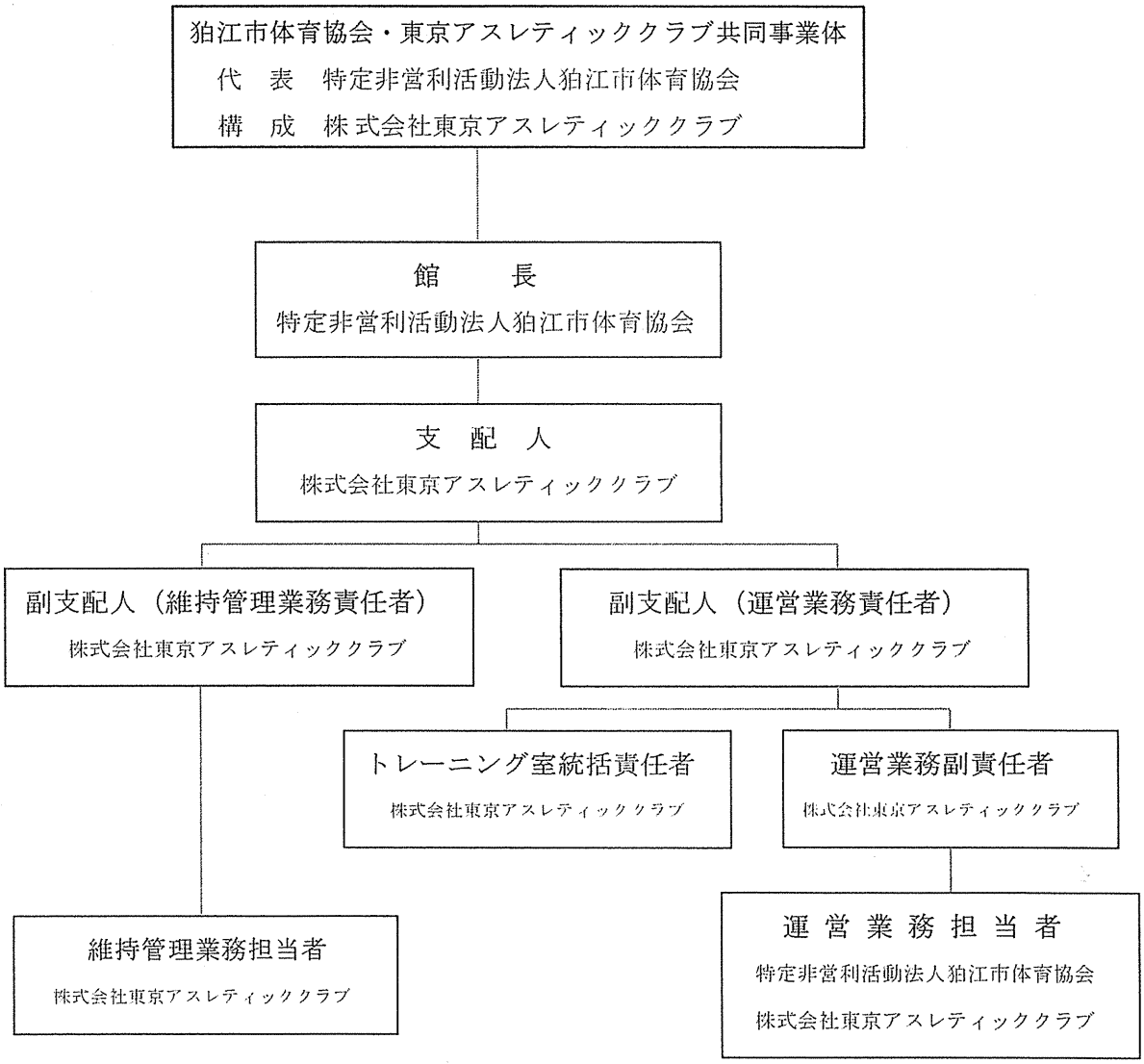

（2）事業の内容

体育施設の管理運営は、民間事業者の視点で市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって健康で文化的な生活に寄与することに目的がある。

指定管理者の主な業務は、施設の維持管理、個人や団体の使用の承認、利用料金の収納、健康及び体力づくり増進事業である。

指定管理者は事業の基本方針として、「市民は主役」の視点に立った市民本位の管理運営が基本で不可欠であることを認識し、体育施設の提供及び事業に取り組んでおり、次の計画に基づき、施設利用者へのサービス向上に努めている。

①　平等・公平に利用できる施設

ア　平等な利用を確保し、公共性を担保する施設運営
イ　利用者へ質の高いサービスを提供
ウ　接遇マニュアルの作成と要望・苦情対応体制の構築
エ　障がい者・高齢者への対応

② 個人情報の取り扱い
ア　個人情報保護への取り組み
イ　個人情報保護の具体策
ウ　研修の実施と意識づけ
エ　誓約書の提出
オ　機密書類等の取り扱い

③ 利用者の利便性向上のための取り組み
ア　利用者へのアンケート、ヒアリングの実施
イ　気軽に参加できる生涯プログラムの提供
ウ　利便性に富んだサービスの提供

④ 利用促進に向けた取り組み
ア　市民ニーズへの対応
イ　継続的な広報活動
ウ　ホームページとパンフレット・チラシ類の作成と配布

⑤ 利用者数及び施設稼動の拡大
ア　利用者数及び施設稼動の拡大への取り組み
イ　利用料金設定の考え方
ウ　使用時間延長の考え方

⑥ 施設の有効活用についての提案
ア　市民総合体育館の空調、給湯設備等の有効活用
イ　自主事業教室事業実施の継続
ウ　個人開放（１回制）の継続

⑦ 安全かつ効率的な業務履行体制
ア　安全で快適な施設を提供する業務体制
イ　スタッフの教育・研修
ウ　災害・緊急事態への対応

⑧ 効率的な運営とコスト管理計画
ア　ライフサイクルコスト(LCC)縮減を目指した中長期計画・年次計画の作成
イ　教室事業運営におけるコスト縮減の方策

⑨ 施設運営管理
ア　市民雇用・市内事業者の活用
イ　業務委託内容及び金額
ウ　委託業務の管理

6　体育施設利用状況

<table>
<tr><td colspan="2">年度
施設名</td><td colspan="3">平成21年度</td><td colspan="3">平成22年度</td><td colspan="3">平成23年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">狛江市民グランド</td><td colspan="3">954 件</td><td colspan="3">937 件</td><td colspan="3">1,025 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">狛江市多摩川河川敷公園グランド</td><td colspan="3">1,710 件</td><td colspan="3">1,600 件</td><td colspan="3">1,435 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">西和泉グランド</td><td colspan="3">743 件</td><td colspan="3">929 件</td><td colspan="3">956 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">西和泉体育館</td><td colspan="3">1,445 件</td><td colspan="3">1,457 件</td><td colspan="3">1,467 件</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市民テニスコート</td><td>元和泉</td><td colspan="3">4,301 件</td><td colspan="3">4,484 件</td><td colspan="3">4,606 件</td></tr>
<tr><td>東野川</td><td colspan="3">2,823 件</td><td colspan="3">2,950 件</td><td colspan="3">3,002 件</td></tr>
<tr><td>計</td><td colspan="3">7,124 件</td><td colspan="3">7,434 件</td><td colspan="3">7,608 件</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">狛江市民プール
（単位：人）</td><td rowspan="2">21,270</td><td>大人</td><td>8,080</td><td rowspan="2">27,561</td><td>大人</td><td>11,289</td><td rowspan="2">19,260</td><td>大人</td><td>7,413</td></tr>
<tr><td>小人</td><td>13,190</td><td>小人</td><td>16,272</td><td>小人</td><td>11,847</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">狛江市民総合体育館
（単位：人）</td><td rowspan="3">158,494</td><td rowspan="2">個人
利用者数
52,154</td><td>大人
44,239</td><td rowspan="3">207,642</td><td rowspan="2">個人
利用者数
60,862</td><td>大人
51,270</td><td rowspan="3">177,959</td><td rowspan="2">個人
利用者数
60,945</td><td>大人
51,876</td></tr>
<tr><td>小人
7,915</td><td>小人
9,592</td><td>小人
9,069</td></tr>
<tr><td>貸切
5,323件</td><td>106,340</td><td>貸切
5,878件</td><td>146,780</td><td>貸切
5,673件</td><td>117,014</td></tr>
</table>

7　自主事業参加者数

年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
事業(単位:数・人数)	教室数	参加者数	教室数	参加者数	教室数	参加者数
各種教室	2,427	10,391	2,926	20,829	3,019	27,011
キッズルーム	226	382	679	2,125	811	2,148
合計	2,653	10,773	3,605	22,954	3,830	29,159

8　収支の状況（平成23年4月1日～平成24年8月31日）

年度		平成23年度		平成24年度	
項目(単位:円・%)		(4月-3月)	構成率	(4月-8月)	構成率
収入	指定管理料	88,464,000	55.2%	43,842,500	61.5%
	利用料	33,126,025	20.7%	14,816,375	20.8%
	自主事業	35,065,865	21.9%	11,287,497	15.9%
	その他	3,449,470	2.2%	1,302,249	1.8%
	合計	160,105,360	100.0%	71,248,621	100.0%
支出	人件費	50,083,860	31.5%	16,880,636	30.7%
	施設費	80,398,776	50.6%	27,862,245	50.7%
	振興費	4,003,600	2.5%	1,482,700	2.7%
	自主事業	21,747,748	13.7%	6,790,760	12.4%
	その他	2,734,100	1.7%	1,931,339	3.5%
	合計	158,968,084	100.0%	54,947,680	100.0%
収支差引額		1,137,276		16,300,941	

第7　指定管理者の監査の結果

指定管理者制度については、平成15年6月地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年9月から施行された。この制度は、多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの質の向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

狛江市においても、地方自治法の改正に伴い、平成15年の狛江市第3次行財政改革推進計画の中で実施に向けて検討することとなり、平成16年度に狛江市教育委員会から狛江市スポーツ振興審議会に「狛江市体育施設の管理における指定管理者制度の導入について」が諮問され、「積極的に取り組んでいくことを期待したい。」という答申がなされた。

この答申に基づき、体育施設に指定管理者制度を導入する準備期間を経て、平成20年に狛江市教育委員会体育施設指定管理者選定委員会により指定管理者の選定を行い、同年12月に市議会の議決を経て、平成21年度から平成25年度までの5年間、狛江市体育協会・東京アスレティッククラブ共同事業体を指定管理者として指定し、管理権限を委任している。

こうした中、同共同事業体は、利用者ニーズを的確に把握し、サービス向上に努めるため、公益財団法人日本体育施設協会を評価機関とし、同協会が定める指定管理者総合評価基準による第三者評価を受け、平成21年度は格付評価ＣＣ（継続性に問題が見られる状態）であったが、平成23年度には格付評価Ａ（概ね安定的かつ良好な状態）という状況になった。

今後、より質の高い適正な施設の管理・運営に努めるよう期待する。

なお、指定管理に係る事務・業務の執行及び業務管理運営状況については、関係法令等の定めるところにより、概ね適正に執行されていると認められたものの、指定者が行う指定管理者の管理業務の履行確認及び指定管理者に対する指導監督の一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。

また、指定管理者においても、この指摘事項に関する管理業務について、改善・検討し、適正な事務処理を行うよう要望する。

1　事業に伴う書面の取り交わしについて

指定管理者の自主事業の実施に伴う指定者の承諾、及び指定者の都合による指定管理業務内容の変更等に伴う指定管理者の承諾について、双方の書面による取り交わしが行われていない状況が見受けられた。

承諾に際しては、事前に双方で充分な協議をしていると思われるが、相互の信頼関係を保つ上でも、承諾した旨を明らかにする書面の取り交わしを行うよう要望する。

2　施設の管理・運営について

指定管理者は、狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書に基づき、施設の管理・運営が適正に行われているかについては、副支配人、支配人、館長への報告・決裁を受けた上、定期報告書を作成していた。

担当課である社会教育課は、利用者が安心で快適に施設を使用してもらうために、指定管理者が、受託業務を定期報告書のとおり履行されているか確認を行うよう要望する。

3　経理規程の整備について

指定管理者において経理規程が整備されていたものの、次のような状況が見受けられたので、改善・検討されたい。

（1）　企業会計原則における貸借対照表については、経理事務の透明性を確保するためにも、毎年度作成されたい。

（2）　定期報告書及び事業報告書において、監査期間中、利用料金及び自主事業収入等の計上について差し替えが多く見受けられたため、適正な事務処理に努められたい。

（3）　小口現金の取り扱いでありながら、預金通帳上で金銭の管理をしている状況が見受けられたため、今後の取り扱いについて検討されたい。

（4）　経理規程上、複数人を監査人として規定するよう検討されたい。

4　指定管理者の業務について

平成21年度、22年度、23年度及び平成24年8月までの体育施設の運営状況を確認したが、今後とも、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条、第9条及び10条の趣旨に沿って、更に充実した業務及び事務処理をするよう要望する。

5　施設の修繕計画について

昭和60年度に狛江市民総合体育館が建設され、また、その他の体育施設についても、大きな事故等はない状況ではあるが、公の施設としての安全性を第一に担保し、市民の健康で文化的な生活の確保のため、市の財政状況も厳しい中ではあるが、体育施設の修繕計画を着実に実施するよう要望する。

第8　指定管理者の成果

指定管理者は、協定書第14条に規定されているモニタリングについて、公益財団法人日本体育施設協会による第三者評価を受け、その結果を市ホームページ等に公表すると同時に、利用者・自己モニタリングも実施している。

また、利用者のニーズに応じた各種教室等を主体とし、キッズルーム（無料託児室）を併設した自主事業を積極的に展開しながら、利用日数の増や利用時間の延長を行い、着実に利用者数の増加に努めていることは評価すべき点である。

指定管理者の収支状況については、利用料金、自主事業収入の増収により、平成23年度については一定の利益が得られ、協定書に基づく成果配分として2分の1相当額を狛江市に納入しており、指定管理者制度を導入した目的は、概ね達成されているものと考えられるものの、更なる経営努力に期待するものである。

4　監査に係る措置結果

狛教学発第100145号
平成24年5月7日

狛江市監査委員
栗山　輝夫　様
佐々木　貴史　様

狛江市教育長
本　橋　　昇

定期監査の結果に基づく措置について(通知)

平成24年3月29日付け狛監委発第100095号により、定期監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

狛監
24.5.-7
第　号
受付

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等

学校教育課

1　学校安全ボランティアについて

（1）未登録で自主的に学校安全ボランティアをしていただいている方に対し、万が一の時を考えた保険等の対応、また、登録申請を促すなどの検討に努めていただきたい。

講じた措置

学校安全ボランティアに関しては、未登録の方の状況把握をするとともに、学校を通して登録をして頂けるようお願いしていきます。

（2）学校安全ボランティアの登録者は、本人の申し出のない限り毎年度登録は更新される状況にある。登録者の現状を精査するか、若しくは手上げ方式による登録申請を行うなどの検討に努めていただきたい。

講じた措置

平成24年度から学校にて手上げ方式により報告を受け、登録をするように改めました。

2　狛江市立小学校給食のサンプル及び保存食助成金及び狛江市立小学校給食費補助金について

平成22年度の年度の実績報告書の件名において、助成金及び補助金の名称が記載されていないものが見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

助成金及び補助金の名称と各様式の件名を一致させるため、要綱の整理を行いました。

3　狛江市立中学校給食費会計に対する助成金について

平成22年度の狛江市立中学校給食費会計に対する助成金（予備食等助成金）については、予算額に対し決算の執行率が18.8％で、また、平成23年度おいては予算額に対し4月1日から11月30日現在の執行率が13.0％と低い状況であった。

執行率から見ると予算額が過大と思われるため、今後の予算要求については助成金の額の精査を行い、適切な予算要求に努めていただきたい。

講じた措置

監査からのご指摘もあり、前年度の実績を踏まえ平成24年度予算においては要求額を減額しました。(1,665千円)

4　毒物劇物の管理について

（1）緑野小学校の理科準備室にある毒物劇物の保管庫について、室内の壁面に固定するなどの震災対策が講じられておらず、震災時に保管庫が転倒し毒物劇物が飛散するなどの可能性がある状況が見受けられた。他の小・中学校の毒物劇物の保管庫の現状についても確認し、改善が必要なものについては早急に対応するよう努めていただきたい。

講じた措置

各学校の設置状況確認の上、壁に金属で固定するなど対策を行います。

（2）緑野小学校及び狛江第二中学校における毒物劇物の保管庫の管理簿について、使用量の記録はあったものの、保管庫の在庫量と管理簿の在庫量との突合がされていない状況が見受けられた。他の小・中学校についても、保管庫の在庫量と管理簿の在庫量との突合がされていない学校については、適切な対応をするよう指導に努めていただきたい。

講じた措置

学校保健安全法施行規則第24条第1項第6号の規定に基づき、医薬品、毒物、劇薬については、学校薬剤師の指導及び助言を受け適切な管理に努めます。管理簿の記載につきましても、学校薬剤師に相談のうえ適正な対応に努めます。

5　市立小・中学校（認可保育園含む）における放射線量の測定及び公表について

現在、市内4箇所（市民グランド・谷戸橋広場・市役所正門前・狛江三叉路）において放射線量の測定をし、測定結果を公表している。

しかし、市立小・中学校（認可保育園含む）においては給食食材の放射性物質の測定及び公表をしているところであるが、校庭、園庭等の放射線量の測定及び公表については、市立小・中学校（公立保育園含む）において平成23年6月に実施し、それ以降は実施していない状況である。幼児、児童、生徒といった子ども

たちへの放射能の影響に配慮するためにも、市立小・中学校（認可保育園含む）の校庭、園庭等の放射線量の測定及び公表について検討するよう努めていただきたい。

講じた措置

放射線量の測定については、庁議において市内４箇所を月１回電力中央研究所の協力で測定する方針が出されております。その測定状況によって必要であれば検討を行っていきたいと考えております。

指導室

１　狛江市立学校部活動等大会参加補助金及び狛江市立小・中学校教育研究会補助金について

狛江市立学校部活動等大会参加補助金の交付申請書、狛江市立小・中学校教育研究会補助金の交付申請書及び交付決定通知書において、補助金の名称が正式名称でない記載のものが見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

交付申請書及び交付決定通知書の名称記載において、正式名称を記載するよう要綱に則り適正に事務を処理いたします。

２　狛江市立小・中学校夏季施設等事業補助金について

夏季施設分、修学旅行分及び移動教室分において、実績報告書提出に基づき交付確定通知書が交付される以前に補助金の返還がされている状況が見受けられた。要綱に則り適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

補助金の返還については、実績報告書提出に基づき交付確定通知がなされた後に返還するよう、要綱に則り適正に事務を処理いたします。

狛教教社発第 100626 号
平成 25 年 2 月 21 日

狛江市監査委員
栗山　輝夫　様
佐々木　貴史　様

狛江市教育委員会教育長
有　馬　守

指定管理者監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 24 年 12 月 20 日付け狛監委発第 100072 号により、指定管理者監査の結果に基づく措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のように通知します。

狛監
25.2.21
第　号
平付

別紙

監査の結果に基づいて講じた措置等（社会教育課）

1　事業に伴う書面の取り交わしについて

指定管理者の自主事業の実施に伴う指定者の承諾、及び指定者の都合による指定管理業務内容の変更等に伴う指定管理者の承諾について、双方の書面による取り交わしが行われていない状況が見受けられた。

承諾に際しては、事前に双方で充分な協議をしていると思われるが、相互の信頼関係を保つ上でも、承諾した旨を明らかにする書面の取り交わしを行うよう要望する。

講じた措置（社会教育課）

指定管理者の自主事業の実施については、平成 24 年度の自主事業から書面による協議・承諾を取り交わすよう改めました。また、指定者の都合による指定管理業務内容の変更等についても、事前の協議を経たうえで、書面により取り交わすよう改めます。

2　施設の管理・運営について

指定管理者は、狛江市の体育施設の指定管理業務に関する協定書に基づき、施設の管理・運営が適正に行われているかについては、副支配人、支配人、館長への報告・決裁を受けた上、定期報告書を作成していた。

担当課である社会教育課は、利用者が安心で快適に施設を使用してもらうために、指定管理者が、受託業務を定期報告書のとおり履行されているか確認を行うよう要望する。

講じた措置（社会教育課）

指定管理者からは業務の状況について定期報告書で報告を受けています。報告書の確認に当たっては、確認する項目を整理し、複数の担当者で確認するよう改めます。

3　経理規程の整備について

指定管理者において経理規程が整備されていたものの、次のような状況が見受けられたので、改善・検討されたい。

（1）　企業会計原則における貸借対照表については、経理事務の透明性を確保するためにも、毎年度作成されたい。

（2）　定期報告書及び事業報告書において、監査期間中、利用料金及び自主事業収入等の計上について差し替えが多く見受けられたため、適正な事務処理に努められたい。

（3）　小口現金の取り扱いでありながら、預金通帳上で金銭の管理をしている状況が見受けられたため、今後の取り扱いについて検討されたい。

（4）　経理規程上、複数人を監査人として規定するよう検討されたい。

講じた措置（指定管理者）

（1）　平成24年度より、毎年度「貸借対照表」を作成します。

（2）　定期報告書及び事業報告書の提出の際は、十分に確認を行い適正な事務処理を行います。

（3）　平成24年11月より複式簿記に移行し、小口現金を含むすべての現金を元帳により管理を行っています。

（4）　平成24年11月より、会計事務所による毎月帳票類の確認を共同事業体相互に行って監査を強化します。

4　指定管理者の業務について

平成21年度、22年度、23年度及び平成24年8月までの体育施設の運営状況を確認したが、今後とも、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条、第9条及び10条の趣旨に沿って、更に充実した業務及び事務処理をするよう要望する。

講じた措置（指定管理者）

狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条、第9条及び10条の趣旨に沿って、サービスの向上、充実、適正な事務処理に努めます。

5　施設の修繕計画について

昭和60年度に狛江市民総合体育館が建設され、また、その他の体育施設についても、大きな事故等はない状況ではあるが、公の施設としての安全性を第一に担保し、市民の健康で文化的な生活の確保のため、市の財政状況も厳しい中ではあるが、体育施設の修繕計画を着実に実施するよう要望する。

講じた措置（社会教育課）

体育施設の修繕は毎年度実施していますが、施設の老朽化が進行しており、今後はこれまで以上に大規模な修繕が必要になってきます。そのため、建物の劣化診断や設備の保守点検を実施し、修繕計画の策定及び計画的な修繕の実施に努めます。

登録番号　(刊行物番号)
H25－3

狛江市の監査平成25年版

(平成24年4月～平成25年3月監査結果)

平成25年5月発行

発行　狛　　江　　市

編集　狛江市監査委員事務局
狛江市和泉本町一丁目1番5号
TEL 03-3430-1111（代）

印刷　庁内印刷　（頒布価格　90円）